

電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則新旧対照表

○電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則（平成十五年十月三日電気通信事業紛争処理委員会決定第三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>電気通信紛争処理委員会仲裁準則</p> <p>（異議権の放棄）</p> <p>第六条 仲裁手続においては、当事者は、<u>電気通信紛争処理委員会</u>（以下「委員会」という。）の行う仲裁手続に適用される法令、委員会による決定又は当事者間の合意により定められた仲裁手続の準則（いずれも公の秩序に関しないものに限る。）が遵守されていないことを知りながら、遅滞なく異議を述べないときは、異議を述べる権利を放棄したものとみなす。</p> <p>（仲裁手続の開始）</p> <p>第八条 仲裁手続は、一方の当事者が他方の当事者に対し書面をもって特定の紛争を仲裁手続に付する旨の通知をした日又は一方の当事者の申請を受けて委員会が他方の当事者に仲裁の申請があった旨の通知をした日のうち最も早い日に開始する。</p> <p>（当事者の守秘）</p> <p>第十二条 当事者は、<u>電気通信紛争処理委員会運営規程</u>（平成十三年電気通信事業紛争処理委員会決定第一号）（以下「運営規程」とい</p>	<p>電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則</p> <p>（異議権の放棄）</p> <p>第六条 仲裁手続においては、当事者は、<u>電気通信事業紛争処理委員会</u>の行う仲裁手続に適用される法令、<u>電気通信事業紛争処理委員会</u>による決定又は当事者間の合意により定められた仲裁手続の準則（いずれも公の秩序に関しないものに限る。）が遵守されていないことを知りながら、遅滞なく異議を述べないときは、異議を述べる権利を放棄したものとみなす。</p> <p>（仲裁手続の開始）</p> <p>第八条 仲裁手続は、一方の当事者が他方の当事者に対し書面をもって特定の紛争を仲裁手続に付する旨の通知をした日又は一方の当事者の申請を受けて<u>電気通信事業紛争処理委員会</u>（以下「委員会」という。）が他方の当事者に仲裁の申請があった旨の通知をした日のうち最も早い日に開始する。</p> <p>（当事者の守秘）</p> <p>第十二条 当事者は、<u>電気通信事業紛争処理委員会運営規程</u>（平成十三年電気通信事業紛争処理委員会決定第一号）（以下「運営規程」とい</p>

う。) 第八条の二の規定により閲覧した証拠資料により知り得た相手方当事者の秘密を漏らしてはならない。

(不熱心な当事者がいる場合の取扱い)

第十三条 (略)

2 仲裁廷は、電気通信紛争処理委員会令(平成十三年政令第三百六十二号)第十一条に規定する申出を行った当事者の相手方の当事者が、正当な理由なく同条に規定する文書又は物件を提出しないときは、当該文書又は物件に関する当該申出を行った当事者の主張を真実と認めることができる。

附 則

平成二十三年六月二十八日

電気通信事業紛争処理委員会決定第二号

この決定は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の施行の日[平成二十三年六月三十日]から施行する。

という。) 第八条の二の規定により閲覧した証拠資料により知り得た相手方当事者の秘密を漏らしてはならない。

(不熱心な当事者がいる場合の取扱い)

第十三条 (略)

2 仲裁廷は、電気通信事業紛争処理委員会令(平成十三年政令第三百六十二号)第十一条に規定する申出を行った当事者の相手方の当事者が、正当な理由なく同条に規定する文書又は物件を提出しないときは、当該文書又は物件に関する当該申出を行った当事者の主張を真実と認めることができる。